

つくば市議会会議規則

(発言通告書及び順序)

第52条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 発言の通告をした議員が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場にいないときは、その通告は、効力を失う。

(オンライン会議システムによる質問等)

第62条 (略)

2 (略)

3 議 (略)

4 議員がオンライン会議システムにより質問する場合における前条第3項の規定により準用する第52条第4項の規定の適用については、同項中「欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場にいないとき」とあるのは、「質問の順位に当たっても質問しないとき、又はオンライン会議システムへの接続ができないとき(接続した後であっても通信環境の悪化等によりオンライン会議システムによる質問を継続することが困難であるときを含む。)」とする。

【対応】

オンライン質問の開始後、通信環境の悪化等により映像又は音声を確認することができなくなった場合は、議長は会議を休憩して、10分を限度として当該オンライン質問実施議員又は議会局職員にオンライン会議システムへの接続復旧をさせる。しかし、通信環境の悪化等の理由がオンライン質問実施議員の責任ではない場合で、かつ、復旧の見込みが立つ場合は、この限りでない。